

任意継続被保険者を希望される方へ

退職後の健康保険の加入については、以下のような方法があります。

1. 当健保の任意継続被保険者となる。
2. 国民健康保険に加入する。(一般被保険者、退職者医療被保険者の2つの区分あり)
 ※条件を満たせば「家族の健康保険の被扶養者になる」という方法もある。

各健康保険制度によって保険料額、保険料の算出方法、給付内容等が、異なるので、各人の状況等に応じて加入する健康保険を選んで下さい。

なお、国民健康保険については、各市区町村によってサービス内容、保険料等が異なりますので、在住の市区町村の国民健康保険の窓口にお問い合わせ下さい。

任意継続制度の概要

1. 加入資格

退職前に継続して2ヶ月以上、当健保に加入している事が必要です。

※任意継続の加入申請は、「退職日から20日以内に提出すること」と健康保険法上で決められていますので、提出期限を厳守願います。

2. 加入期間

加入期間は2年間です。

期間満了後は国民健康保険等に加入していただくことになります。

※期間満了前に国民健康保険への切替えや、被扶養者としてご家族の扶養に入ることはできません。(健康保険法第38条による)

3. 保険料

- ・退職時の標準報酬月額と、当健保の平均標準報酬月額(38万円)を比較し、低い方の額に健康保険料率0.095を乗じた額。
 - ・ただし、40～64歳の方は介護保険料が加算されるため、0.112を乗じた額。
- ※任意継続被保険者の保険料は事業主負担分も含めての納付となるため、在職中より高くなります。

(参考) 退職時の標準報酬月額が38万円以上の方は、当健保の平均標準報酬月額(38万円)で計算するため、健康保険料 36,100円、介護保険料 6,460円、合計 42,560円となります。

* 任意継続の保険料は、前納(半期毎か1年毎)することもできます。

4. 給付内容

- ・人間ドックは、従来どおり利用できます。
- ・健保診療所は利用できないところもありますので、事前にご確認ください。(受診時に健康保険証の提示が必要です。)
- ・「傷病手当金(傷病手当金付加金含む)」は、「任意継続に加入する前に被保険者であった期間が継続して1年以上」あり、かつ任意継続被保険者になった時に「傷病手当金を受給されている方」に限って継続して受給できます。また「延長傷病手当付加金」についても任意継続被保険者になった時に「延長傷病手当付加金を受給されている方」に限って継続して受給できます。
- ・退職後、海外で生活される方は、健康保険の利用が一部制限される場合があるので、手続き時に当健保まで相談願います。
- ・給付金支給時には、当健保から「給付金支給決定通知書」をお送りした上で、その月の25日頃に「保険料引き落とし口座」にお振込みします。

* 給付金振込の際、みずほ銀行市ヶ谷支店に対し「保険料引き落とし口座情報」及び「振込額」を通知します。みずほ銀行では、当該口座の情報は、個人情報として取り扱い、給付金の振込以外の目的に使用しません。ご了承ください。

任意継続の各種手続きについて

1. 申込手続き

(1) 任意継続に切替える遅くとも 3 週間前までには各事業所の総務（DNPヒューマンサービス）に申し出て下さい。

(2) 下記、必要書類を提出願います。

- ① 健康保険任意継続被保険者資格取得申請書
- ② 健康保険被扶養者異動届（扶養家族のいる方のみ提出）
- ③ 預金口座振替依頼書 兼自動払込利用申込書

※「保険料の前納」希望者は、申込手続きが異なるため、ホームページから「任意継続の保険料前納について」をダウンロードし「3. 申込手続き」をご確認下さい。

2. 保険料の納付方法

(1) 初回分の納付方法

①初回は 3 ヶ月分をコンビニエンスストアでお支払いして頂きます。

申込書類提出後に、当健保より総務（DNPヒューマンサービス）を経由して、初回保険料 3 ヶ月分（及び手数料 176 円）が記載された『御請求書 兼 コンビニエンス払込票』をお渡し致します。

②記載された金額をコンビニエンスストアで支払ってください。

③保険料支払後に以下のものを総務経由で当健保まで提出してください。

- a. 店で発行した払込受領書（コピー可）
- b. 在籍時の健康保険証

※在職中の健康保険料は後払方式（例：5 月分の保険料は 6 月分給与で天引き）のため、任意継続に切り替える月は、在職中の前月分保険料（給与天引き）と任意継続保険料を同じ月に納める形となりますが、これは納付方法の違いによるもので、重複徴収ではありません。

(2) 4 ヶ月目以降の保険料の納付方法

①ご本人名義の指定銀行口座から引き落としで行います。（手数料 176 円）

②毎月、27 日頃に翌月分の保険料を引落とします。

指定口座が残高不足にならないようお願いします。

残高不足の場合は、当健保から連絡しますが、10 日を過ぎても健保で入金
が確認できない場合は、任意継続の資格を失います。

※「保険料の前納」を希望される方は、納付方法が異なるため、ホームページから「任意継続の保険料前納について」をダウンロードし「4. 保険料の納付方法」を確認下さい。

3. 保険証等の送付について

「健康保険証」、「初回支払い分の保険料納付証明書」、「任意継続被保険者資格取得通知書」を手続き完了後に御自宅宛に送付します。

※保険料納付証明書は確定申告の際に必要となりますので大切に保管して下さい。なお、この保険料納付証明書は、再発行できません。

（4 ヶ月目以降の保険料納付分については、まとめて「納付証明書」として毎年 1 月下旬頃にご自宅に送付します。）

注意事項

期間満了時の手続きについて

期間（２年間）満了後は国民健康保険組合等への加入手続きをしていただくこととなります。加入期間満了の２週間前に当健保から『任意継続資格喪失通知書』を送付いたしますので、在住の市区町村の国民健康保険の窓口で加入手続きの際にご提出下さい。

※健保診療所や人間ドック等の利用もできなくなります。

健保診療所で継続治療を受けている方は、事前に今後の治療について、担当の医師と相談して下さい。（中途脱退も同じ）

問い合わせ先

*「住所、氏名、電話番号、銀行口座の変更」や「被扶養者の異動が生じた場合」「就職等で当健保を脱退される場合」は、下記までお知らせ下さい。

大日本印刷健康保険組合 任意継続担当

電話 内線 7-313-56210 （外線 03-6735-6210）